

長野原町告示第 217 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

なお、変更の効力は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果が認証された日から生ずる。

平成 21 年 12 月 11 日

長野原町長

菅山 欣也

変更調書

図面番号	大字	字	地 番					
①	与喜屋	上ノ平	959の16	959の17	959の18	970の3	970の4	970の5
			970の6	970の7	970の8	970の9	970の10	970の11
			970の12	970の14	970の15	970の16	984の4	984の5
			984の6	984の7	984の8	985の3	985の4	985の5
			985の7	985の8	995の2	996の2	997の2	1021の2

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である町有地の全部を含む。）を大字与喜屋字北沢に変更する。

図面番号	大字	字	地 番					
②	与喜屋	北沢獅子ノ入	1232の1	1232の2	1233の1	1233の2	1233の3	1234の1
			1234の2	1234の3	1235の1	1235の3	1235の5	

上記区域を大字与喜屋字北沢に変更する。

図面番号	大字	字	地 番					
③	与喜屋	所舟田ノ平	1174	甲1175	1177			

上記区域を大字与喜屋字所舟に変更する。

図面番号	大字	字	地 番					
④	与喜屋	処舟々窪	1124の14	1124の15				

上記区域（同区域に隣接する水路である町有地の全部を含む。）を大字与喜屋字所舟に変更する。

変更理由書

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、字界の特定が不明瞭になった部分を整理するため、字の区域を変更するものである。